

議第55号

京都市水道事業条例及び京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市水道事業条例及び京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市水道事業条例及び京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例

(京都市水道事業条例の一部改正)

第1条 京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(他人の土地の使用の申込みに応じる義務)

第5条の2 前条第1項本文の規定により給水装置工事の承認を受けなければならない者が、他人の土地を使用しなければ当該工事を行うことが困難である場合において、その土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、当該者及び所有者。以下この条において同じ。）に対して、当該工事のために合理的に必要と認められる限度においてその土地の使用の申込みをしたときは、その土地の所有者は、当該使用を認めた場合に生じるその土地への影響その他の事情に照らして正当な理由がない限り、当該申込みを承諾することを拒んではない。

(京都市地域水道の管理に関する条例の一部改正)

第2条 京都市地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(他人の土地の使用の申込みに応じる義務)

第7条の2 前条第1項本文の規定により給水装置工事の承認を受けなければならない者が、他人の土地を使用しなければ当該工事を行うことが困難である場合において、その土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、当該者及び所有者。以下この条において同じ。）に対して、当該工事のために合理的に必要と認められる限度においてその土地の使用の申込みをしたときは、その土地の所有者は、当該使用を認めた場合に生じるその土地への影響その他の事情に照らして正当な理由がない限り、当該申込みを承諾することを拒んではならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

他人の土地を使用しなければ給水装置工事を行うことが困難である場合における当該土地の使用の申込みに対する当該土地の所有者等の承諾義務を定める必要があるので提案する。